

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立人の主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 6 月 10 日から 10 年 10 月 1 日まで  
② 平成 12 年 10 月 1 日から 17 年 7 月 1 日まで

A社に勤務し始めた平成 8 年 6 月から現在に至るまで給与支給額（13万5,000円）に変動が無いにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が低く記録されている。

給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書（平成 16 年 5 月及び 18 年 9 月から 21 年 8 月までの期間）及び源泉徴収票（平成 13 年から 15 年までの期間及び 17 年から 20 年までの期間）により、それぞれの期間の申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額は 13 万 4,000 円であり、同標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていることが確認できる。

また、平成 22 年 5 月に A 社の事業主から健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎訂正届が提出され、申立期間後の平成 20 年 9 月以降の申立人に係る標準報酬月額は、11 万 8,000 円から 13 万 4,000 円に訂正されていることが、オンライン記録により確認できるところ、当該期間についても 13 万 4,000 円に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが、上記の給与明細書により確認できる上、事業主は、「申立人が入社した平成 8 年 6

月から現在まで、申立人の標準報酬月額は、13万4,000円であり、同標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた。」と証言していることから、申立期間について、申立人が主張する保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、前述のとおり、申立期間に係る標準報酬月額について、申立人が主張する標準報酬月額であることを認めていることから、事業主は給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛国民年金 事案 547

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

昭和 58 年 3 月に大学を卒業後、就職した勤務先に厚生年金保険が無かったため、同年 4 月ないし同年 5 月ころに自宅近くの市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、納付書により、毎月、自宅近くの商店街にある信用金庫や郵便局で納付していたのに未納となっているので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 58 年 4 月ないし同年 5 月ころに自宅近くの市役所の支所において国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人が居住していた市における申立人の国民年金被保険者記録は確認できない上、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 5 月ころに払い出されたと推認され、申立人はこのころに加入手続を行い、昭和 61 年 12 月 21 日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるが、この時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかった期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 661

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年から 51 年まで

昭和 43 年 5 月 31 日まで勤務していた事業所を退職し、1 年ないし 2 年ぐらい電気工事会社の見習いとして働いた後、大阪万博(昭和 45 年 3 月から同年 9 月まで)の開催された年に、A 事業所に入社した。いつごろ入社したか定かではないが、5 年ないし 6 年間勤務したことは確かであり、この間、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人が記憶する同僚 3 人の氏名が確認できることから、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、A 事業所は、申立期間中である昭和 46 年 1 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このころに同事業所において厚生年金保険に加入していた者 22 人全員が同日付けで被保険者資格を喪失していることが同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

また、A 事業所の事業主は既に死亡している上、申立人が同事業所において一緒に勤務していたとして氏名を挙げた者 6 人(上記同僚 3 人を含む。)から証言を得ることができず、申立期間当時、同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた者 43 人のうち、連絡の取ることができた者 7 人は、申立人について記憶していないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言を得ることができない。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠

落したものととは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 10 日から同年 12 月 10 日まで  
昭和 59 年 9 月 10 日から A 事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は同年 12 月 10 日となっている。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 事業所に勤務していたことは、申立人から提出された「昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票」の「中途就・退職」欄に「59 年 9 月 10 日就職」と記載されていることから確認できる。

しかしながら、A 事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同事業所において、同被保険者資格を昭和 59 年 12 月 10 日に取得し、同年月の標準報酬月額が 13 万 4,000 円であったことが確認できるところ、申立人から提出された「昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料控除額（1 万 3,445 円）は、申立人の同年 12 月の標準報酬月額 13 万 4,000 円に対する健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料を合算した額と一致し、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことがうかがわれる。

また、A 事業所は、平成 2 年 7 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、既に事業主は死亡しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案663

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月5日から47年2月16日まで  
② 昭和47年5月22日から50年5月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録によると、申立期間①において、A社（現在は、B社）に勤務していたが、当該期間の標準報酬月額は、昭和46年3月から同年9月までが3万6,000円、同年10月から47年1月までが4万2,000円とされており、また、申立期間②において、C社に勤務していたが、当該期間の標準報酬月額は、同年5月から同年9月までは3万円、同年10月から同年12月までは3万3,000円、48年1月から同年9月までは4万5,000円、同年10月から49年6月までは4万8,000円、同年7月から50年4月までは6万8,000円とされている。

しかし、申立期間①及び②においては、それぞれの事業所において8万円ないし9万円の給与をもらっていたと思うので、それぞれの期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、昭和46年3月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から47年1月までは4万2,000円とされているところ、申立人は、「当該期間においては、A社で8万円ないし9万円の給与をもらっていたと思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、B社は、「当社は、以前から統廃合を繰り返しており、40年前の資料については残っておらず、当時の状況を確認することはできない。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年



金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人と同時期にA社に入社した同僚4人のうち1人は、「当時の給与は、標準報酬月額とおおむね一致していた。」と証言しており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間に係る上記同僚4人の標準報酬月額の記録は、3万3,000円（下限）から3万9,000円（上限）までとなっており、申立人の標準報酬月額の記録は、上記同僚4人の標準報酬月額と比較しても特段の不自然さは見受けられない上、上記の被保険者原票を見ても、申立人に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、昭和47年5月から同年9月までは3万円、同年10月から同年12月までは3万3,000円、48年1月から同年9月までは4万5,000円、同年10月から49年6月までは4万8,000円、同年7月から50年4月までは6万8,000円とされているところ、申立人は、「当該期間においては、C社で8万円ないし9万円の給料をもらっていたと思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、C社は、昭和57年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の元事業主は、申立人を覚えておらず、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人と一緒にC社で勤務していたとする同僚は、「給与は安かった。標準報酬月額も間違いはないと思う。」と証言している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月6日から同年12月1日まで  
A事業所（現在は、B社）オープン前の準備段階から昭和50年7月5日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、申立期間においてA事業所で勤務していたことについては、B社から回答を得ることができない上、申立人と同様の職種の従業員も見当たらず、証言を得られないため、勤務実態を確認することができない。

また、B社は、「申立期間当時の状況は分からないが、厚生年金保険の被保険者資格喪失届を提出しており、申立期間において保険料は控除していないと考えられる。」と回答している上、A事業所の元事務担当者から聴取しても、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて証言を得ることができない。

さらに、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、A事業所から、昭和46年6月6日に申立人が被保険者資格を喪失した旨の届出が同年6月7日付けで提出されていること、及び同事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、その翌日に健康保険証が返納されていることが確認できる。

さらに、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、A事業所から、昭和46年12月1日に申立

人が再度被保険者資格を取得した旨の届出が同日付けで提出されていることが確認できる上、申立人の同事業所に係る雇用保険の資格取得日と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 665 (事案 267 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月1日から31年4月17日まで  
平成21年2月に、年金記録確認愛媛地方第三者委員会から記録の訂正を認めることはできないとする通知を受けたが、その決定に納得がいかない。  
申立期間について、A事業所に勤務していた。新たに幼なじみ等を証言者として紹介するので、再度調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立てについては、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人は平成4年に死亡しているため、申立人から保険料控除について聴取することができないこと、申立期間当時、A事業所に勤務していた従業員から聴取しても、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことをうかがわせる証言が得られない上、同事業所は既に全喪しており、申立人が申立期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができないこと、申立期間当時、申立人が一緒に勤務していたとする申立人の弟についても、同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたことが確認できないこと、及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間に係る申立人の加入記録は無く、健康保険被保険者番号に欠番も見当たらないこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に、当委員会の決定に基づき、平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の子は、新たに、申立人の幼なじみほか3人の氏名を挙げ、

再度調査してほしい旨申立てているが、当該申立人の幼なじみ等からは、申立人が申立期間において同社に勤務していた事実及び厚生年金保険に加入していた事実について、具体的な証言を得ることができず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 50 年 6 月まで  
昭和 43 年 10 月ころから 50 年 6 月ころまで、A 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 社に勤務していたと述べているが、同社の元事業主、その弟及び同社の社会保険事務を担当していたとする元事業主の妻は、「申立人について記憶していない。」と証言している上、申立人が同社において上司であったと記憶する者は、同社において厚生年金保険に加入していないことが、オンライン記録により確認できることから、申立人の勤務実態について、確認することはできない。

また、申立人は、前述の上司以外に A 社における同僚等の氏名を記憶していない上、申立期間当時、同社の事業主及び同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元従業員のうち、連絡の取れた 4 人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、証言を得ることができない。

さらに、A 社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 667

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月28日から同年7月1日まで  
② 昭和37年1月10日から同年11月1日まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）C支店に昭和36年4月28日に入社し、37年1月9日まで勤務したが、入社から36年7月までの厚生年金保険の加入記録が無い。面接した上司とは入社と同時に厚生年金保険に加入する約束をした。保険料控除は不明だが、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、D社に昭和37年1月10日に入社し、38年2月16日まで勤務したが、入社から37年11月までの厚生年金保険の加入記録が無い。社長とは入社と同時に厚生年金保険に加入する約束をした。保険料控除は不明だが、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が、申立期間①当時、A社C支店に勤務していたことは、申立人から提出された日記に、同支店における申立人の入社日、上司及び同僚の氏名、給与並びに業務内容について詳細に記載されていることから、推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社C支店は、昭和36年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間①における厚生年金保険料の控除について不明と述べているが、前述の日記には、申立期間①において給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことをうかがわせる記載がある上、A社

C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日である昭和36年7月1日を資格取得日とする健康保険被保険者証の交付を受けた旨の記載があり、その記載内容はオンライン記録と一致している。

さらに、B社C支店は、「申立人の保険料控除については、会社統合前のことであり、当社には資料が全く残ってないため不明である。」と回答している上、申立期間①当時の事業主は連絡先が不明であり、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が、申立期間②当時、D社に勤務していたことは、申立人から提出された日記に、同社における申立人の入社日、上司及び同僚の氏名、給与並びに業務内容について詳細に記載されていることから、推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、D社は、昭和37年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間②における厚生年金保険料の控除について不明と述べているが、前述の日記には、申立期間②において給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことをうかがわせる記載やD社が健康保険に加入してくれないため、申立人自ら国民健康保険に加入した旨の記載がある上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日である昭和37年11月1日を資格取得日とする健康保険被保険者証の交付を受けた旨の記載があり、その記載内容はオンライン記録と一致している。

さらに、D社は、「当社が厚生年金保険に加入したのは昭和37年11月1日なので、それ以前は厚生年金保険料を控除していることはないと思う。」と回答している上、申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。